

運営規程

指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業
(デイサービスセンター いつものところ)

運 営 規 程

指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業
(デイサービスセンター いつものところ)
令和7年1月1日現在

(事業の目的)

社会福祉法人和創会が開設する指定地域密着型通所介護事業所・介護予防日常生活支援総合事業
第1条 「デイサービスセンターいつものところ」(以下「事業所」という)の運営管理について、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 1 職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な介護および介護予防サービス等を提供する。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供者との緊密な連携のもとにサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。
1 名称 デイサービスセンター いつものところ
2 所在地 熊本県熊本市南区城南町隈庄 648番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種および職員定員は次のとおりとする。
1 管理者（1名）管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理
<兼務> 介護計画の交付を行う。
2 生活相談員（2名）生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう^く
<2名兼務> 利用者または家族に対して相談援助等の生活指導を行う。
3 介護職員（3名）介護職員は、利用者に対する介護サービスの提供にあたる。
<1名兼務>
4 看護職員（2名）看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持の
<2名兼務> ための適切な措置をとる。
5 機能訓練士（2名）機能訓練士は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう^く
<2名兼務> 機能訓練を行い、身体機能の維持向上に努める。

※員数は都合により増員できるものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。
1 営業日は月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（土曜日、日曜日以外は祝・祭日も営業）
2 営業時間は8：30～17：30とする。また、特段の事情が生じた場合は、この時間以外でも対応する。なお、営業時間に送迎時間は含まない。

- 3 サービス提供時間は9：00～16：30までとする。
- 4 年間の年休は、土、日、12/31、1/1、1/2、1/3とする。ただし、休みが長期となり利用者及び家族から利用の希望があった場合は、営業の検討を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18名とする。

(介護内容および利用料その他費用の額)

- 第7条
- 1 通所介護（以下「サービス」という）の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 日常生活の支援。
 - (2) 相談・援助等の生活指導。
 - (3) 送迎サービス
 - (4) 食事サービス
 - (5) 入浴サービス
 - (6) 機能訓練およびその他必要なサービス
 - 2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - 3 指定地域密着型通所介護事業者・介護予防日常生活支援総合事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により、通常の実施地域を越えて行う送迎に要する費用で、通常の送迎の実施地域を越えた所から往復1km当たり37円とする。
 - (2) おむつ費用は1枚（パンツタイプS～M 125円、L～LL 140円、尿とりパット50円）実費とする。食費は1食あたり600円とする。
 - (3) 前号に掲げるものの他、通所介護の提供において提供される便宜の内、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められる費用。なお、料金を徴収する場合は重要事項説明書にて説明を行い、利用者の同意を得てから行うものとする。

(内容手続きの説明および同意)

第8条 サービス提供開始に際しては、あらかじめ利用者および家族に対し、運営規程の概要等の他利用者のサービスの選択に資する重要事項記載の文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、熊本市南区（城南町・富合町全域）とする。

(事故発生時の対応)

- 第10条
- 1 職員は指定通所介護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族に連絡するなどの措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。
 - 2 本事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止)

- 第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。
- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 坂本 猛
 - 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - 3 虐待防止のための指針の整備をしています。
 - 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
 - 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(災害対策)

- 第12条 1 防災計画により災害発生時の人員体制および防災訓練および常時の点検等を実施する。
- 2 防火管理者は、事業所の管理者および資格者を充てる。
 - 3 終業時および戸締まり時には火災危険防止のため、点検を行う。
 - 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、年2回行う。点検時には防火管理者が立ち会う。
 - 5 利用者を含めた防火訓練は(消火・通報・避難)については、年2回以上実施する。
 - 6 その他必要な災害防止対策については必要に応じ行う。

(職員研修)

- 第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繰続研修 最低年1回以上

(秘密保持)

- 第14条 1 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議は個人情報保護法に伴い、必ず本人同意のもと開催する。また、その書式においても本人の同意を得て記録を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第15条 利用者は、本事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。なお、本項についてはサービス提供時に、利用者または家族に通知するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、従事者の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ること。
- (2) 機能訓練器具等を使用する際は、従業員の監視・指示のもとに行うこと。
- (3) 送迎サービスを利用する際は、所定の場所および利用日以外での乗降は、できないものとし、走行中のマナーを守ること。ただし、交通事情等により変更する場合もありえるものとする。

(4) サービス利用日に欠席する場合は、事前に事業所に連絡すること。

(地域との連携など)

- 第16条 1 指定地域密着型通所介護事業者・介護予防日常生活支援総合事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する市町村の職員、区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議（協議会）を設置し、概ね6月に1回以上実施する。運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者・介護予防日常生活支援総合事業者は、前項の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営事項)

- 第17条 1 本事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 2 本事業所は、指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 3 本事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、要介護認定審査会意見に配慮して、本事業を提供するよう努めるものとする。
- 4 本事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供を行う。
- 5 指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業を提供した際には、当該指定通所介護の提供日、内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずるものに記録するものとする。
- 6 本事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。
- 7 本事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 8 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 9 本事業所は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 10 指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。

- 1 1 本事業は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 1 2 本事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 1 3 この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人和創会との事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成17年 6月 1日から施行する。
この規程は平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は平成18年 6月 12日から施行する。
この規程は平成18年10月 1日から施行する。
この規程は平成19年 1月 1日から施行する。
この規程は平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は平成19年10月 1日から施行する。
この規程は平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は平成22年 4月 1日から施行する。
この規程は平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は平成25年 8月 1日から施行する。
この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 5月 1日から施行する。
この規程は平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は令和 元年 8月 1日から施行する。
この規程は令和 2年12月 5日から施行する。
この規程は令和 4年 1月 1日から施行する。
この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 5年 8月 1日から施行する。
この規程は令和 7年 1月 1日から施行する。